

設置する学校に係る部活動の方針

令和6年10月改定
泉佐野市教育委員会

本方針策定の趣旨等

- 学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツ及び芸術文化、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下、「芸術文化等の活動」という。）に興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録・大会等に挑戦する中で、生徒に次のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられる。
 - ・ 部活動の楽しさや喜びを味わい、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができる。
 - ・ 体力の向上や心身の健康の保持増進につながる。
 - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- このように、部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。
- しかしながら、部活動における過度な練習等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があるとともに、教員においても、部活動が長時間勤務の要因の1つになっている。
- このようなことから、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）」（以下、「スポーツ庁及び文化庁のガイドライン」という。）に則り、大阪府教育委員会が策定した「大阪府部活動の在り方に関する方針（平成31年2月）」を参考に、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みについて、本方針を策定した。

また、令和4年12月に、スポーツ庁及び文化庁より「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、大阪府教育委員会が改定した「大阪府における部活動等の在り方に関する方針（令和5年8月）」を参照し、本方針を改定する。
- 本方針は、中学校段階の部活動を対象とし、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。
 - ・ 生徒が、スポーツや芸術文化等の活動を楽しむことで生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、芸術文化等に親しむための資質・能力の育成を図ること。
 - ・ バランスのとれた心身の成長を促すとともに、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等のバランスにも十分に配慮すること。
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動の方針の策定等

ア 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。

イ 部活動顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に部活動を実施できるよう努める。

イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ウ 校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、教員の負担が過度にならないよう、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）は、学校部活動の実施に当たっては、運動部、文化部に関わらず、「運動部活動での指導のガイドライン」（文部科学省が平成25年5月）を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 部活動の指導者は、生徒の健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であること、加えて、過度の活動等が、必ずしも能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。あわせて、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目、分野の特性等を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 指導にあたっては、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たうえで行う。

エ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底する。その際、環境省・気象庁の「熱中症警戒アラート」や、暑さ指数（WBGT）を確認し、行動の目安にするとともに、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に事故防止対策を講じる。

（２）体罰・ハラスメント防止の徹底

学校部活動においては、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。

また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰・ハラスメントは、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。

校長、部活動の指導者は、学校部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、引き続き、それらを行わないよう徹底する。

３ 適切な休養日及び活動時間の設定

ア 部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

○ 休養日の設定は以下の通りとする。

- ・学期中は、週当たり２日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

○ １日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

イ 校長は、１（１）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、本方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無等を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

また、希望する全ての生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人ひとりの違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮を行う。

イ 校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、生徒が希望すれば、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

ア 校長は、学校や地域の実態に応じ、保護者の理解と協力を得て、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けるなど、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

イ 校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、中学校、高等学校、大学及び支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒どうしの切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。